

## 議案第7号

### 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）	
区分	金額	区分	金額
略		略	
診療明細書（ <u>保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。</u> ）	1通につき 420円	診療明細書	1通につき 420円
略		略	

（鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
区分	金額	区分	金額
略		略	
診療明細書（ <u>保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。</u> ）	1通につき 420円	診療明細書	1通につき 420円
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。